

中学校給食について

1 湯河原中学校給食検討に係るこれまでの主要事項

時 期	内 容	常任委員会への報告等
平成 26 年 12 月	保護者、児童・生徒アンケート（1 回目） 給食を希望する 72.3% 自校方式を希望する 50.4%	H26.12.4 アンケート結果報告 H27.1.15 給食検討委員会結果報告
平成 27 年 8 月	保護者、児童・生徒アンケート （2 回目・デリバリーに特化した内容） デリバリー給食を希望する 50.9%	H27.8.24 アンケート内容報告 H27.12.3. アンケート結果報告
平成 28 年 3 月	「中学校給食について今すぐ給食を導入することは困難である」旨の保護者宛て通知を発送 ～～給食検討一時中断～～	
令和元年 5 月	「湯河原中学校の完全給食実施を求める会」の要望書受理（1,846 名の賛同署名とともに完全給食と自校方式の要望）	
令和元年 12 月	自校方式で検討する方針を報告	R 元.12.5
令和 2 年 1 月	保護者、児童・生徒アンケート 自校方式を希望する 82.58%	R2.6.16 アンケート結果報告
令和 3 年 6 月	給食施設等基本設計業務委託 自校方式の事業費設計等	R4.3.2 建築工事約 9 億円報告
令和 5 年 6 月	自校式を実施するまでの間、暫定的に親子方式で実施する方針を報告	R5.6.16

2 親子方式での給食開始に向けた検討経過

令和 5 年 6 月 補正予算 湯河原小学校給食室等許可申請等業務委託計上

8 月 給食室等許可申請等業務委託契約

（建築基準法第 48 条の許可を得るための業務委託）

契約期間 令和 5 年 8 月 3 日から令和 6 年 7 月 31 日

9 月 県西土木事務所まちづくり・建築指導課へ相談票提出

10 月 相談内容修正等

11 月 相談内容修正等

12 月 相談票に係る必要図書類（図面等）の作成・提出

- 令和6年1月 県本庁建築指導課との打ち合わせ
- 4月 県本庁建築指導課へ事業概要「中学校給食実施に向けて」を提出
- 6月 湯河原小学校周辺地区住民説明会実施
- 7月 契約期間変更契約 契約終期を令和6年10月31日へ変更
- 9月 県西土木事務所まちづくり・建築指導課へ事前相談書提出
補正予算 給食施設等実施設計業務委託等計上
- 10月 県本庁建築指導課へ事前相談書提出
契約期間変更契約 契約終期を令和7年3月31日へ変更
- 12月 湯河原小学校給食施設等実施設計業務委託契約
契約期間 令和6年12月5日から令和7年3月31日
- 令和7年1月 概算工事費の提示（給食室改修・是正工事・遡及工事）
県西土木事務所まちづくり・建築指導課へ相談
- 2月【県より】是正・遡及工事については内部で相談中である
【町委託設計事務所見解】遡及工事不要の判断は非常に厳しい

3 親子方式での工事等の内容

工事等	概算額 (千円)	内容
①給食室改修工事	150,000	・湯小給食室及び湯中荷受室の改修
②是正工事 (不正確な施工等の修正工事)	45,000	・敷地内の確認申請未提出建物の撤去 ・4階渡り廊下屋根等の改修
③遡及工事 (現行法適用工事)	285,000	・全校舎窓の取り換え ・校舎及び給食室内の防火設備の更新
工事費計	480,000	

4 町教育委員会の考え

町が委託している設計事務所の見解では、建築基準法上の遡及工事は、やはり必要であるとの判断で、その旨を県に報告したいとのことです。

教育委員会としては、今後の小・中学校の在り方などを考慮すると、給食室改修工事に伴い発生する遡及工事については、検討が必要と考えます。そこで、そういったことを勘案した上で給食を実施するためには、給食実施方式について再検討をする必要があると考えます。